



請書に、外国の法第二条に規定する業務に閑する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で言語聴覚士に係る厚生労働大臣の免許に相当する免許を受けた者であることを証する書面その他必要な書類を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

(受験の手続)

**第十二条** 試験を受けようとする者は、様式第五号による受験願書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

前項の受験願書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 法第三十三条第一号から第三号まで及び第五号に該当する者は、修業證明書

又は卒業證明書

二 法第三十三条第四号に該当する者であると働く大臣が指定する科目を修めた旨を証する書類

三 法第三十三条第六号に該当する者であるときは、同号に規定する厚生労働大臣の認定を受けた者であることを証する書面

四 写真（出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

(法第三十三条第一号の厚生労働省令で定める者)

**第十三条** 法第三十三条第一号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者

二 旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校初等科修了を入学資格とする修業年限四年の旧中等学校令による高等女学校卒業を入学資格とする同令による高等女学校の高等科又は専攻科の第一学年を修了した者

三 国民学校初等科修了を入学資格とする修業年限四年の旧中等学校令による実業学校卒業を入学資格とする同令による実業学校専攻科の第一学年を修了した者

四 旧師範教育令（昭和十八年勅令第百九号）による師範学校予科の第三学年を修了した者

五 旧師範教育令による附属中学校又は附属高等学校を卒業した者

六 旧師範教育令（明治二十年勅令第三百四十六号）による師範学校本科第一部の第三学年を修了した者

七 内地以外の地域における学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及び転学に関する規程（昭和十八年文部省令第六十三号）

八 第二条若しくは第五条の規定により中等学校を卒業した者又は前各号に掲げる者と同一の取扱いを受ける者

九 旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）による青年学校本科（修業年限二年のものを除く。）を卒業した者

十 旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく旧専門学校入学者が検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）による試験検定に合格した者又は同規程により文部大臣において専門学校入学に関し中学校若しくは高等学校卒業者と同等以上の学力を有するものと指定した者

十一 旧実業学校卒業程度検定規程（大正十四年文部省令第三十号）による検定に合格した者

十二 旧試験令（昭和四年勅令第十五号）

十三 旧高等試験令（昭和二十四年法律第二百四十九号）第一項の規定により文部大臣が中学校卒業程度において行う試験に合格した者

十四 旧教育職員免許法施行法（昭和二年法律第二百四十八号）第一項の表の第二号、第三号、第六号若しくは第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者又は同法第二条第一項の表の第九号、第十八号から第二十号の四まで、第二十一号若しくは第二十三号の上欄に掲げる資格を有する者

十五 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣が大学に入学できる者に準ずるものとして認めた者

（法第三十三条第二号の厚生労働省令で定める上欄に掲げる資格を有する者）

十六 第二条若しくは第五条の規定により中等学校を卒業した者又は前各号に掲げる者と同一の取扱いを受ける者

十七 旧保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十一条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている大学、学校又は看護師養成所

十八 旧歯科衛生士法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号の規定により指定されている歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所

十九 診療放射線技師法（昭和二十三年法律第二百四号）第二十二条第一号又は第二号の規定により指定されている歯科衛生士学校又は診療放射線技師養成所

五 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校

六 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号の規定により指定され、または理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成所

七 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号又は第三号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所

八 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所

九 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号の規定により指定される学校又は救急救命士養成所

十 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十四条に規定する防衛医科大学学校

十一 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第一号に規定する職業能力開発校（職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成四年法律第六十七号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧職業能力開発促進法」という。）第十五条第二項第一号に規定する職業訓練校を含む。）、同項第二号に規定する職業能力開発短期大学校（旧職業能力開発促進法第十五条第二項第二号に規定する職業訓練短期大学校を含む。）、同項第三号に規定する職業能力開発大学校又は第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校（職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十五号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「九年改正前の職業能力開発促進法」という。）第二十七条第一項に規定する職業訓練大학교を含む。）（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者

を対象とする訓練課程であつて、訓練期間が二年以上のものに限る。) (法第三十三条第三号の厚生労働省令で定める学校、文教研修施設又は養成所とおりとする。

一 前条各号に掲げる学校、文教研修施設又は養成所

二 視能訓練士法第十四条第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所

三 臨床工学技士法第十四条第一号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所

四 義肢装具士法第十四条第三号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所

五 救急救命士法第三十四条第一号又は第四号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所

六 学校教育法第五十八条第一項(同法第八十一条において準用する場合を含む。)に規定する高等学校的専攻科

七 職業能力開発促進法第十五条の七第一項第一号に規定する職業能力開発校(旧職業能力開発促進法第十五条第二項第一号に規定する職業訓練校を含む)、同項第二号に規定する職業能力開発短期大学校(旧職業能力開発促進法第十五条第二項第二号に規定する職業訓練短期大学校を含む)、同項第三号に規定する職業能力開発大学校又は第二十七条第一項第一号に規定する職業能力開発総合大学校(九年改正前の職業能力開発促進法第二十七条第一項に規定する職業能力開発大学校及び旧職業能力開発促進法第二十七条第一項に規定する職業訓練大学校を含む)。(学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする訓練課程であつて、訓練期間が一年のものに限る。) (法第三十三条第四号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

十三年法律第二百三十三号による中央職業訓練所又は職業訓練大学校の長期指導員訓練課程、職業訓練法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十六号）による改正前の職業訓練法（昭和四四年法律第六十四号）による改正前の職業能力開発促進法による職業訓練大学校の長期課程を含む。）において法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した科目を修めた者

二 学士の学位を有し、学校教育法に基づく大学院において二年以上修業し、かつ、法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した科目を修めた者

三 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は第十五条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において一年（高等専門学校にあつては、四年）以上修業し、かつ、法第三十三条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した科目を修めた者で、学校教育法に基づく大学院において二年以上修業し、かつ、法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した科目を修めたもの

（法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める者）

**第十七条** 法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める者は、学校教育法第九十一条第二項又は第一百一十二条第一項本文の規定により、同法に基づく大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（旧大学令に基づく大学を卒業した者を除く。）とする。

（合格証書の交付及び手数料）

**第十八条** 試験に合格した者は、厚生労働大臣に合格証書の交付を申請することができる。

2 前項の申請をする場合には、手数料として二千九百五十円を国に納めなければならない。（手数料の納入方法）

**第二十条** 第十二条第一項の出願又は前条第一項の申請をする場合には、手数料の額に相当する

収入印紙を受験願書又は申請書にはらなければならぬ。

（規定の適用等）

**第二十一条** 法第三十六条第一項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）が試験の実施に関する事務を行う場合における第十二条第一項、第十八条及び第十九条の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第十九条第二項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

3 第一項に規定する場合においては、前条の規定は適用しない。

（法第四十二条第一項の厚生労働省令で定める行為）

**第二十二条** 法第四十二条第一項の厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。

一 機器を用いる聴力検査（気導により行われる定性的な検査で次に掲げる周波数及び聴力レベルによるものを除く。）

二 眼振電図検査（冷水若しくは温水、電気又は圧迫による刺激を加えて行うものを除く。）

三 音声機能に係る検査及び訓練（他動運動若しくは抵抗運動を伴うもの又は薬剤若しくは器具を使用するものに限る。）

4

（法附則第三条の厚生労働省令で定める施設書類）

四 写真（出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

五 一五号）抄（法附則第六号）抄

六 附則（平成一一年三月八日厚生省令第五号）抄

七 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

八 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

九 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

十 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

十一 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

十二 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

十三 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

十四 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

十五 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

十六 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

十七 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

十八 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

十九 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

二十 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

二十一 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

二十二 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

二十三 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

二十四 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

二十五 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

二十六 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

二十七 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

二十八 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

二十九 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

三十 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

三十一 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

三十二 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

三十三 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

三十四 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

三十五 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

三十六 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

三十七 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

三十八 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

三十九 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

四十 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

四十一 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

四十二 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

四十三 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

四十四 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

四十五 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

四十六 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

四十七 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

四十八 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

四十九 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

五十 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

五十一 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

五十二 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

五十三 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

五十四 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

五十五 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

五十六 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

五十七 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

五十八 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

五十九 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

六十 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

六十一 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

六十二 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

六十三 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

六十四 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

六十五 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

六十六 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

六十七 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

六十八 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

六十九 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

七十 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

七十一 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

七十二 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

七十三 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

七十四 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

七十五 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

七十六 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

七十七 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

七十八 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

七十九 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

八十 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

八十一 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

八十二 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

八十三 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

八十四 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

八十五 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

八十六 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

八十七 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

八十八 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

八十九 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

九十 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

九十一 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

九十二 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

九十三 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

九十四 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

九十五 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

九十六 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

九十七 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

九十八 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

九十九 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百一 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百二 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百三 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百四 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百五 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百六 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百七 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百八 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百九 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百十 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百十一 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百十二 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百十三 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百四 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百五 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百六 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百七 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百八 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百九 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百十 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百十一 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百十二 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百十三 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百四 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百五 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百六 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百七 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百八 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百九 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百十 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百十一 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百十二 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百十三 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百四 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百五 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百六 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百七 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百八 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百九 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百十 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百十一 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百十二 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百十三 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百四 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百五 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百六 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百七 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百八 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百九 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百十 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百十一 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百十二 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百十三 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百四 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百五 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百六 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百七 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百八 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百九 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百十 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百十一 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百十二 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百十三 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百四 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百五 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百六 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百七 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）抄

一百八 附則（平成一一年三月二六日厚生省令第一号）

附 則（平成二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）抄  
（施行期日）  
この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。  
(様式に関する経過措置)  
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一三年七月一三日厚生労働省令第一六三号）抄  
（施行期日）  
この省令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

附 則（平成一六年三月三〇日厚生労働省令第六九号）抄  
（施行期日）  
この省令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)  
この省令の施行前にこの省令による改正前の言語聴覚士法施行規則の規定によりされた申請及び受験手続は、この省令による改正後の言語聴覚士法施行規則の相当規定によりされたものとみなす。  
この省令の施行前にされた法第三十三条第六号の認定の申請は、この省令による改正後の言語聴覚士法規則第十二条の二の規定によりされたものとみなす。

附 則（平成一八年三月三一日厚生労働省令第七五号）抄  
（施行期日）

<p><b>（施行期日）</b></p> <p><b>第一条</b> この省令は、公布の日から施行する。  <b>（経過措置）</b></p> <p><b>第二条</b> この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。</p> <p>2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。</p>	<p><b>附 則</b> （令和四年七月二八日厚生労働省  <b>令第一〇七号</b>）抄</p> <p><b>（施行期日）</b></p> <p><b>第一条</b> この省令は、公布の日から施行する。  <b>（経過措置）</b></p> <p><b>第二条</b> この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。</p> <p>2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。</p>
<p><b>附 則</b> （令和四年八月三〇日厚生労働省  <b>令第一一八号</b>）</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>様式第一号</b>（第一條の三関係）</p>	<p><b>（施行期日）</b></p> <p><b>第一条</b> この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>（経過措置）</b></p> <p><b>第二条</b> この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。</p> <p>2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。</p>

